

# 令和元年度「地域企業レジリエンス構築支援事業」 企画・運營業務の委託に関する提案募集要項

## 1 業務の名称

令和元年度「地域企業レジリエンス構築支援事業」企画・運營業務

## 2 業務の目的及び募集趣旨

本市は、平成28年5月に、アメリカの慈善事業団体「ロックフェラー財団」の提唱による「100のレジリエント・シティ」プロジェクトに参加する世界100都市の一つに選定された。

これをきっかけとして、平成31年3月には「京都市レジリエンス戦略」を策定し、あらゆる危機を乗り越え、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる魅力と活気に満ちたまちを目指して取り組んでいる。

このような中、昨今では自然災害が頻発し、本市域においても、平成30年度に「大阪北部を震源とする地震」、「7月豪雨」、「台風21号」等の多くの災害に見舞われ、市内事業者に多大な被害をもたらした。

未だ、災害からの復旧半ばである地域企業も多くあることから、回復力、復元力、強靱性（しなやかな強さ）と共に、ダメージを受けても粘り強くしななって、元に戻りながら以前よりも、より良く立ち直る「レジリエンス」の構築に向けて、地域企業への支援を行う必要がある。

また、国においても、自然災害の頻発等によって、多くの中小企業の事業活動の継続が危ぶまれているため、災害対応力を高めるための支援を行う中小企業強靱化法が公布されたところである。

このような状況を踏まえ、令和元年度は、事業の継続を主たる目的として、災害時における初動対応から災害後の早期復旧までに重点を置き、市内の事業者が事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定に必要な知識を深めるためのセミナーの開催や、簡易なBCPハンドブックを作成・配布する。

なお、本業務の実施に当たっては、業務の趣旨を十分理解したうえで、円滑かつ迅速な手配、急な予定変更等にも対応できる体制が求められるため、総合的に能力を審査するプロポーザル方式により委託先を選定する。

## 3 委託業務の内容、委託期間及び委託金額の上限

### (1) 委託業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

### (2) 委託期間

契約締結の日から令和2年2月29日まで

### (3) 委託金額の上限

金850,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（注意）消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の率は10%で算定し、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとし、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を減額したものを委託金額とする。

## 4 応募資格

以下の条件を全て満たしている者

- (1) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく、競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (2) 中小企業者、特に小規模企業者に対して、経営支援の観点からのBCP策定（防災ではなく企業の事業継続を主とするものに限る。）の支援を行った実績がある事業者で、かつ実績がある担当者を従事させることができること。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 国税及び地方税並びに水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

## 5 応募書類の提出

### (1) 提出書類

- ア 応募申請書（様式） 1部
- イ 提案書（様式） 6部
- ウ 業務実績一覧（様式） 6部
- エ 見積書 1部
- オ 団体の概要、活動内容、活動実績などが分かる資料 6部
- カ 京都市暴力団排除条例施行規則に定める誓約書（様式） 1部

### (2) 提出期限

令和元年7月26日（金）まで

### (3) 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

ただし、郵送の場合は必着、持参の場合は午後5時までとする。

### (4) 仕様書等に対する質問期限及び回答

#### ア 質問期限

令和元年7月22日（月）午後5時までとする。

期限後の質問は、一切受け付けない。

#### イ 質問方法

本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「4応募資格」を満たしている者とし、質疑書（任意様式）を持参、FAX又は電子メールにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。また、FAX、電子メール送信後は、必ず電話により担当者に受信確認を行うこととする。

#### ウ 回答方法

質疑に対する回答は、令和元年7月24日（水）までに地域企業振興課のホームページ（<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/soshiki/7-1-12-0-0.html>）に公開する。

(5) 提出先及び問合せ先

京都市産業観光局 商工部 地域企業振興課（担当 畑中，吉田）  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地  
TEL：075-222-3329  
FAX：075-222-3331  
E-mail：chiikikigyو@city.kyoto.lg.jp

## 6 受託候補者の選定

応募者からの提案について、その内容を次の審査基準に基づいて採点し、順位を決定する。選考は非公開とし、選考の経過等に関する問合せには応じない。

なお、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知する。

(1) 受託候補者選考方法

ア 点数は、本市職員で構成する意見聴取会議の各委員の項目評価点合計点（100点満点）の平均とし、点数が最も高い事業者を受託候補者とする。点数が同じ場合は、見積金額が低い事業者を受託候補者とし、見積金額も同じ場合はくじ引きにより選定する。

イ 応募事業者が1事業者のみでも審査を実施するが、合計点が60点を下回るときは、受託候補者として選定しない。

(2) 審査基準

ア 運営力（45点）

- ・ 迅速性・的確性
- ・ 業務実施体制
- ・ 運営計画・手法の妥当性

イ 企画・営業力及び実績（50点）

- ・ 当該業務に対する意欲
- ・ 類似事業についての実績
- ・ 中小企業者、特に小規模企業者を取り巻く経営課題等についての理解
- ・ 効果的な追加提案の有無

ウ 見積額（5点）

- ・ 見積金額の妥当性

(3) 選定結果の通知

審査後速やかに受託候補者を決定し、結果については、応募者全員に通知する。

(4) 選定結果の公表

受託候補者の決定後、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を地域企業振興課のホームページに公表する。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/soshiki/7-1-12-0-0.html>

## 7 契約の締結

第1順位の提案を行った受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。

万一、両者の協議が整わない場合、次順位の応募者と契約に関する協議を行う。

## 8 留意事項

- (1) 応募書類提出後の追加及び修正は一切認めない。
- (2) 応募書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出物は応募者に返却しない。
- (4) 本市は応募者に無断で提出物を本件以外に使用しない。
- (5) 本市から提供した文章、写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。